

別表第2(第6条関係)

基準単価(単位:千円、1事業所又は1定員当たり)

助成対象 事業所・施設等の種別			(1) 介護サービス事業所等におけるサービス継続支援事業				(2) 介護サービス事業所等との連携支援事業					
			別表第1補助対象施設の欄中第1号から第3号までに掲げる介護サービス事業所等	左欄の事業所のうち※1に該当する事業所	別表第1補助対象施設の欄中第4号に掲げる介護サービス事業所等	別表第1補助対象施設の欄中第1号から第3号までに掲げる介護サービス事業所等						
通所系	1	通所介護事業所	通常規模型 ※2	537	/事業所	左記に加えて、	537	/事業所	537	/事業所	268	/事業所
	2		大規模型(Ⅰ) ※3	684	/事業所	左記に加えて、	684	/事業所	684	/事業所	342	/事業所
	3		大規模型(Ⅱ) ※4	889	/事業所	左記に加えて、	889	/事業所	889	/事業所	445	/事業所
	4	地域密着型通所介護事業所(療養通所介護事業所を含む。)		231	/事業所	左記に加えて、	231	/事業所	231	/事業所	115	/事業所
	5	認知症対応型通所介護事業所		226	/事業所	左記に加えて、	226	/事業所	226	/事業所	113	/事業所
	6	通所リハビリテーション事業所	通常規模型 ※5	564	/事業所	左記に加えて、	564	/事業所	564	/事業所	282	/事業所
	7		大規模型(Ⅰ) ※6	710	/事業所	左記に加えて、	710	/事業所	710	/事業所	355	/事業所
	8		大規模型(Ⅱ) ※7	1,133	/事業所	左記に加えて、	1,133	/事業所	1,133	/事業所	567	/事業所
短期入所系	9	短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所		27	/定員	-	-	-	-	13	/定員	
訪問系	10	訪問介護事業所		320	/事業所	-	-	-	-	160	/事業所	
	11	訪問入浴介護事業所		339	/事業所	-	-	-	-	169	/事業所	
	12	訪問看護事業所		311	/事業所	-	-	-	-	156	/事業所	
	13	訪問リハビリテーション事業所		137	/事業所	-	-	-	-	68	/事業所	
	14	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所		508	/事業所	-	-	-	-	254	/事業所	
	15	夜間対応型訪問介護事業所		204	/事業所	-	-	-	-	102	/事業所	
	16	居宅介護支援事業所		148	/事業所	-	-	-	-	74	/事業所	
	17	福祉用具貸与事業所		-		-	-	-	-	282	/事業所	
	18	居宅療養管理指導事業所		33	/事業所	-	-	-	-	16	/事業所	
多機能型	19	小規模多機能型居宅介護事業所		475	/事業所	-	-	-	-	237	/事業所	
	20	看護小規模多機能型居宅介護事業所		638	/事業所	-	-	-	-	319	/事業所	
入所施設・ 居住系	21	介護老人福祉施設		38	/定員	-	-	-	-	19	/定員	
	22	地域密着型介護老人福祉施設		40	/定員	-	-	-	-	20	/定員	
	23	介護老人保健施設		38	/定員	-	-	-	-	19	/定員	
	24	介護医療院		48	/定員	-	-	-	-	24	/定員	
	25	介護療養型医療施設		43	/定員	-	-	-	-	21	/定員	
	26	認知症対応型共同生活介護事業所		36	/定員	-	-	-	-	18	/定員	
	27	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員30人以上)		37	/定員	-	-	-	-	19	/定員	
	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅(定員29人以下)		35	/定員	-	-	-	-	18	/定員	

※1 通所系サービス事業所であって、当該事業所の職員により居宅で生活している利用者に対して利用者からの連絡を受ける体制を整えた上で居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所

※2 厚生労働大臣が定める施設基準(平成27年3月23日厚生労働省告示第96号。以下「基準」という。)第五イに規定する通常規模型通所介護費を算定すべき指定通所介護を行う施設をいう。

※3 基準第五ロに規定する大規模型通所介護費(Ⅰ)を算定すべき指定通所介護を行う施設をいう。

※4 基準第五ハに規定する大規模型通所介護費(Ⅱ)を算定すべき指定通所介護を行う施設をいう。

※5 基準第六イに規定する通常規模型通所リハビリテーション費を算定すべき指定通所リハビリテーションを行う施設をいう。

※6 基準第六ロに規定する大規模型通所リハビリテーション費(Ⅰ)を算定すべき指定通所リハビリテーションを行う施設をいう。

※7 基準第六ハに規定する大規模型通所リハビリテーション費(Ⅱ)を算定すべき指定通所リハビリテーションを行う施設をいう。